

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十三号

#### 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十二年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に、「百分の二十」を「百分の十」に、「百分の十五」を「百分の七・五」に、「百分の十を」を「百分の五を」に改める。

第二条第一項中「百分の十」を「百分の五」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。